

第2節 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた自然の風景地を「自然公園法」に基づき、それぞれ国立公園、国定公園、県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。また、県内の優れた自然環境の保全を図るために、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（平成25年4月1日現在）

区分	箇所数	総面積(ha)	特別地域	普通地域	
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成25年4月1日現在）

区分	地域(区)数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 (特別地区1,248、普通地区806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 (陸域面積)
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、他の地域は概ね横ばい又は、減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

可能な資源の持続

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国立公園	5,355	5,403	5,458	5,556	6,894
国定公園	1,281	1,229	1,148	1,128	1,122
県立自然公園	769	712	699	599	624
県民の森	146	138	140	135	148
もみのき森林公园	188	190	191	192	195
県民の浜	69	57	71	66	68
中央森林公园	296	278	269	261	284
中国自然歩道	316	303	313	293	336
県自然歩道	40	38	39	40	47
合計	8,460	8,348	8,328	8,269	9,718

資料：県自然環境課

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	規模
県民の森	1,164 ha
もみのき森林公园	400 ha
県民の浜	23 ha
中央森林公园	267 ha
中国自然歩道	455 km
県自然歩道	125 km

資料：県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 31.5% が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要な藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H24)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積〔再掲〕	ha	2,054	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積〔再掲〕		818	818		
自然公園面積〔再掲〕		37,853	37,853		
自然公園利用者数	千人	7,343	8,640	7,500	
1人当たり都市公園等面積〔再掲〕	m ² /人	10.81 (H20)	10.8 (H23)	設定なし	
野外レクリエーション施設利用者数	千人	662	695	700	H27
自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	現状を維持	
森林ボランティア参加数〔再掲〕	人	56,000	63,300	70,000	

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図ります。

【平成24年度実績・平成25年度内容】公園計画に基づいた適正な保護・管理を行い、自然公園指導員等による利用の適正化や事故の防止に努めるとともに、景観の維持や利用の増進を図る。

※ 関連事業：森林整備加速化・林業再生事業(P16)、ひろしまの森づくり事業(P16)

(2) 利用者ニーズに対応した利活用される自然公園づくり

ア 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図ります。

【平成24年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	歩道再整備
	高見山	公園道改良
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	ケビン外壁塗装等
	比婆山（県民の森）	野営場再整備
野外レクリエーション施設等	中央森林公园（公園センター等地区）	サイクリングロード安全柵改修 藤棚再整備等
	県民の浜	宿泊研修棟改修、棧橋撤去
中国自然歩道	福山市	歩道安全対策

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

【平成25年度内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	園地整備等
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
	牛小屋	公園内整備
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道安全対策調査
野外レクリエーション施設等	中央森林公園（公園センター等地区）	もみじ橋架替
	中央森林公園（FHG地区）	渡廊下設置
	県民の浜	宿泊研修棟改修、桟橋撤去
中国自然歩道	福山市	歩道安全対策

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(3) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図ります。

【平成24年度実績・平成25年度内容】自然海浜保全地区（19箇所）の保全と適正な利用に努める。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場³や干潟⁴などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成の場づくりや優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産量の増大を図ります。

【平成24年度実績】藻場の造成（呉市2.4ha）、海底の清掃（呉市他3市24.1km²）を実施。

【平成25年度内容】干潟の造成（廿日市市・潜堤工）、藻場の造成（広島県、呉市4.1ha）、海底の清掃（呉市他1市12.5km²）を実施。

ウ 河川環境整備事業 [河川課]

河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においてはそれら多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。

【平成24年度実績・平成25年度内容】本郷川（福山市）において、親水性護岸等の河川整備を実施。

エ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

【平成24年度実績・平成25年度内容】猿田川（東広島市）などにおいて、地域の状況を考慮した工法により整備。

オ 放置艇の規制 [港湾振興課]

「港湾法」（第37条の3）及び「プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成24年度実績】広島港江波地区において放置等禁止区域の指定、周知の実施。

【平成25年度内容】福山港において放置等禁止区域の指定、周知の実施。

³ 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

⁴ 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

力 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行います。

【平成24年度実績】広島港及び尾道糸崎港で整備した干潟のモニタリングを実施。

【平成25年度内容】広島港及び尾道糸崎港で整備した干潟のモニタリングを実施。

(4) 身近な自然環境の保全（再掲）

※ 第3章「第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全」(P64~68)

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措置により危機的な状況は脱したもの、近年は横ばいの状況にあります。

また、本県の藻場・干潟は、沿岸域の環境変化や開発行為等により近年減少傾向にあります。自然海岸も、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています。(H8時点。環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査より)

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H23)	目標値	目標年度
藻場面積	ha	1,840 (H4) 1,842 (H10)	—	1,848.5	H27
藻場面積（藻場造成・移植） (尾道糸崎港貝野地区)		0.95	0.95	0.95	
干潟面積		1,068 (H10)	—	設定なし	
干潟面積（人工干潟） (尾道糸崎港浦崎地区：9.6ha) (広島五日市地区：24.0ha)		33.6	33.6	33.6	H27

可能な資源の持続

【取組状況】

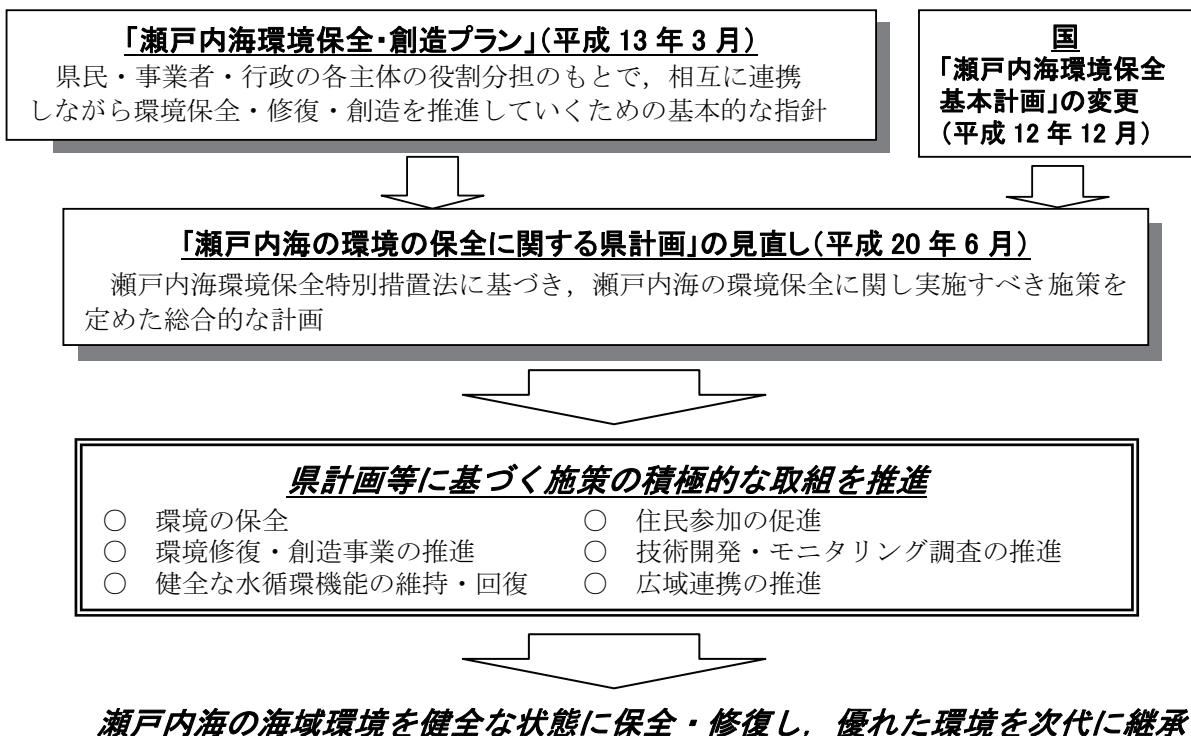
(1) 濑戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進します。

【平成 24 年度実績・平成 25 年度内容】 計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

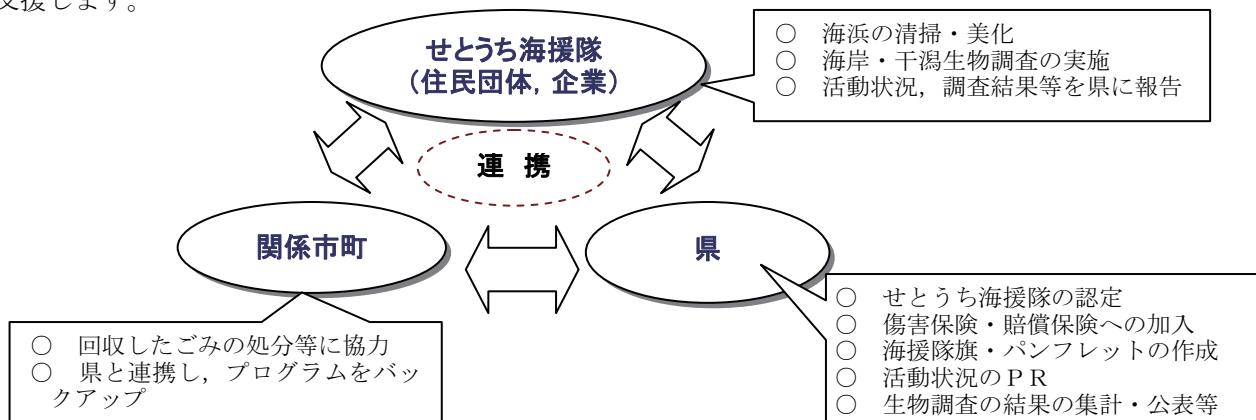
図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



資料：県環境保全課

イ せとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動状況の PR 等、により支援します。



【平成24年度実績・平成25年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等せとうち海援隊の活動を支援。(平成24年度末の認定団体：33団体)

ウ モニタリング調査の普及 [環境保全課]

瀬戸内海の水環境について、現在の化学的な調査に加えて、生物の指標（干潟など浅海域における生物、植物、生息環境等）を考慮した手法を調査マニュアルにまとめ、地域住民を主体としたモニタリング調査等の普及・啓発を図ります。

【平成24年度実績・平成25年度内容】地域住民の生物調査等を支援するとともに、海岸・干潟生物調査マニュアルを活用したモニタリング調査の普及を図る。

エ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行います。

【平成24年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【平成25年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：排水規制等の実施（P45）、下水道の整備促進（P43）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P43）、浄化槽の整備促進等（P44）、水産基盤整備事業（P78）、放置艇の規制（P78）、港湾環境整備事業（P79）